

岩手県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成26年4月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
徳永整形外科	紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割320番地	平成26年1月31日